

## 山梨県被災中小企業復旧支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、令和元年台風第19号(以下「台風19号」という。)により被害を受けた県内中小企業者の早期の事業再開と経営安定を図るため、県内中小企業者が行う復旧事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱によるところによる。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、台風19号で被災した山梨県内に事業所を有する中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項各号に掲げる者をいう。)で別表1に掲げる者(以下「中小企業者」という。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象者としなない。
  - (1) 県税及び山梨県に対する債務の支払等に滞納がある者
  - (2) 補助金の申請日時点において、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領第1及び山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領第1に規定する指名停止を受けている者
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条により定める営業内容の事業者。ただし、同法第2条第1項第1号を除く。
  - (4) 台風19号の復旧事業に要する経費が、被災小規模事業者再建事業費補助金及び令和元年台風第19号被災農業施設復旧支援事業費補助金等他の公的補助制度の交付対象となる者。ただし、被災小規模事業者再建事業費補助金の交付対象となる経費が150万円を超える者はこの限りではない。
  - (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 次のいずれかに該当する中小企業者
  - ア 一の大企業（中小企業者以外の者）が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者
  - イ 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
  - ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

（補助金の交付対象となる経費及びその補助率等）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は別表2に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費から除く。
  - (1) 復旧に要する経費のうち消費税及び地方消費税相当額
  - (2) 別表2に掲げる経費を対象として受け取った保険金額及び受け取ることが可能な保険金額（共済金・給付金を含む）

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「補助事業者」という。）は、知事が別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の交付申請書には、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第6条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、前条で交付決定された事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない細部の変更又は交付決定を受けた補助金の増減を伴わず、別表2の各区分の配分額の10パーセント

以内の流用増減の場合は、手続を省略することができる。

(2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

#### (補助金の変更等)

第7条 補助事業者は前条第1号に基づき、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を提出するものとする。

2 知事は、前項の変更承認申請書を審査し、相当と認めるときは、承認し、変更交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は前条第2号に基づき、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出するものとする。

4 知事は、前項の中止(廃止)承認申請書の内容を審査し、相当と認めるときは、承認し、中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

第8条 補助事業者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者へ譲渡し、又は承継させてはならない。

#### (補助金の支払)

第9条 補助金の支払は精算払いとする。

#### (実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書(様式第7号)を別途定める日までに知事に提出するものとする。

2 前項の実績報告書には、別表4に掲げる書類を添付しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第8号)を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請、報告により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けたとき

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

2 知事は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消す場合は、交付決定取消通知書(様式第10号)により通知し、返還を命ずる場合は、補助金返還通知書(様式第11号)により補助事業者へ通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した取得財産等(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上の機器、器具、備品及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得した取得価格が単価50万円以上の取得財産については、取得財産等管理台帳(様式第12号)を備え管理しなければならない。

3 知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した場合は、知事は、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

4 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の保管)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他必要な事項)

第16条 その他この補助金の交付に必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なお、その効力を有する。

別表1（第2条関係）

業種	次のいずれかを満たす者	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
1 製造業、建設業、運輸業、その他業種（2～6を除く）	3億円以下	300人以下
1のうち、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下
3 サービス業	5,000万円以下	100人以下
4 小売業	5,000万円以下	50人以下
5 ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
6 旅館業	5,000万円以下	200人以下

別表2（第3条関係）

補助対象経費		補助率	補助限度額
区分	内容		
施設	事業所、倉庫、生産施設及び販売施設等の修繕及び建設工事等に要する経費	2/3以内	3,000万円
設備	資産として計上する設備の修理、購入に要する経費（資産計上がされない備品・什器のうち、パソコン等の電子機器等で業務専用使用することが認められるものは対象）		
車両	業務専用使用することが認められる車両の修理、購入に要する経費		
委託費	復旧等に要すると認められる委託費（清掃・産廃費、撤去費、解体費、運搬費等）		

※新たに購入したもの等については、修理不能のものに限る。

別表3（第4条関係）

添付書類	備考
履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）	法人の場合
住民票抄本（発行から3か月以内のもの）	個人事業主の場合
令和元年台風第19号に係るり災証明書の写し	
施設、設備及び車両の被害状況が確認できる書類及び写真	
被害を受けた施設、設備及び車両の所有を証する書類の写し	
復旧に伴う施設、設備及び車両等の経費が確認できる書類（見積書、売買契約書、委託契約書、領収書等）	
修理不能であることの証明書（様式第13号）	
新たに購入する設備等が被災対象物と同等の機能を有することを証明する書類	
保険金の受取関係書類の写し	
その他知事が必要と認める書類	

別表4（第10条関係）

添付書類	備考
補助事業の実施が確認できる書類及び写真	
補助事業の実施に伴う支出が確認できる書類（領収書等）	
取得財産等管理台帳（様式第12号）	
その他知事が必要と認める書類	